

## 【45用 語】

【今般…こんぱん】このたび、今回

【検使…けんし】事実を調査・検視するために派遣する役人

【下知…げち】身分の上の者が下の者に指図・命令すること

【則…すなわち】そこで、さて、そして、すぐに、それゆえ

【相違…そうい】間違い、決まりに背くこと、違反、異議

【為取替…とりかわせ】示談や合意事項などを証文に書いて取りかわすこと

## 【45解 説】

江戸時代において庶民が商用や参詣・湯治などで旅に出かける際、関所手形や往来手形を所持し、これによって旅の目的を明らかにしたり、身元を証明することができた。ところが、旅人が旅先で病気になった時はその宿場や村で治療を施したり、支配役所へ届け出るなどが幕府の触書で定められていた。また旅人が途中で死去した時の措置として、往来手形の文面にはその土地で埋葬して在所への連絡は必要ないことが記されていた。

本文書は弘化二年（一八四五）八月、沼田藩領である利根郡沼須村（現、沼田市）の百姓が、片品川の対岸にある前橋藩領の勢多郡森下村（現、利根郡昭和村）地内で死去したことによる死骸の引き渡し証文である。死因は明らかでないが、森下村では名主らの村役人や藩から派遣された役人が立ち合い、検視をすませたうえで沼須村の役人へ死骸の引き渡しを行っていたことがわかる。